

社会福祉法人南砺市社会福祉協議会 表彰規程事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人南砺市社会福祉協議会表彰規程(以下「表彰規程」という。)の運用及び解釈に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰規程第3条第1項第1号に規定する役員とは、会長、副会長、理事、監事とする。

2 表彰規程第3条第1項第1号について、退任された対象者については、表彰規程第2条に基づき、退任後の社会福祉大会で表彰する。

3 ボランティア活動者について、団体に所属していない個人ボランティア、団体に所属し役員等の経歴がないボランティア及び市ボランティアセンターに未登録のボランティアなど、所属、経歴、登録等を問わず、長年活動している個人を広く対象とする。

4 富山県社会福祉協議会会長表彰のボランティア活動部門では、芸能活動を主目的としている団体については表彰の対象としていないが、長年の活動に敬意を表し、本会長表彰の対象とする。

5 本会長表彰は、重複して受けることができないものとする。

(上位表彰等)

第3条 表彰規程第8条に規定するもののほか、上位表彰等については次のとおりとする。

(1) 旧町村の表彰規程による旧町村長の表彰又は感謝状を受けた者は、表彰規程第8条第1項第5号の市長の表彰又は感謝状と同等の表彰等を受けたこととし、本会長表彰の対象としない。

(2) 両砺波郡社会福祉連絡協議会長の表彰又は感謝状を受けた者は、本会長表彰と同等になることから、本会長表彰の対象としない。

(3) 旧町村社協会長表彰を受けた者は、本会長表彰が旧町村社協会長表彰の上位表彰となることから、本会長表彰の対象とする。

(推薦書の様式)

推薦部門		推薦書様式
民生委員・児童委員		様式 1
社協役員・評議員		
社会福祉活動	団体	様式 2
	個人	様式 3
ボランティア活動	団体	様式 4
	個人	様式 5
感謝状	団体	様式 6
	個人	様式 7

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。